

慶 弔 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、全技連マイスター会埼玉県支部会則に基づき、会員の慶弔金支給に関する事項について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、会則第5条に定める会員に適用する。

2. 特別会員及び役員の理事会で認める者については、本規程に準じてその都度決定する。

(種類)

第3条 慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 技能に関する厚生労働大臣表彰、褒章及び叙勲とする。
- (2) 死亡弔慰金

(届出)

第4条 会員が、本規程の定めるところにより、その事実が発生した場合は、会長がそれを決定執行し、理事に報告する。

(返還)

(特例の扱い)

第7条 慶弔金について会長が適当と認めたときは、本規程に定められた金額によらない場合がある。

第2章 祝 金

(祝金)

第8条 第3条の(1)に該当する場合、本人に対して次により祝金を支給する。

10,000円

第3章 弔 慰 金

(弔慰金)

第9条 会員が死亡した場合は、遺族または会員に対して次により弔慰金を支給する。

(1) 死亡

年数 6年未満	10,000円
年数 6年以上	20,000円

附 則

(施行日)

本規程は、平成25年4月1日より施行する。